



福島県沖地震により 被害を受けられた皆さまへ

発行 福島県伊達市総務部秘書広報課
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
☎ 024-575-1113
ウェブサイト <https://www.city.fukushima-date.lg.jp>

このたびの福島県沖地震（震度6弱）により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまが、1日も早く安心安全な生活を再建できるよう、主な支援制度や減免などをお知らせします。詳しくは各支援制度の担当課までお問い合わせください。

見舞金・補助・還付

災害見舞金

■住宅の被害に対する見舞金

区分	住宅の被害状況	見舞金
伊達市	半壊以上	100,000 円
伊達市社会福祉協議会		30,000 円

〔申請・問い合わせ〕 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264
伊達市社会福祉協議会 ☎ 576-4050

宅地関連災害の復旧補助制度

■原形復旧費用に対する補助金

対象	補助額
居住している宅地で、1 箇所あたり 5 万円以上の敷地の原形復旧費用	宅地関連全体の補助対象額に応じ、最大 65 万円まで

〔申請・問い合わせ〕 建築住宅課施設整備係 ☎ 573-5064

農地関連災害の復旧補助制度

■原型復旧費用に対する補助金

対象	補助額
個人所有の農地で、1 箇所あたり 5 万円以上の土砂撤去、畦畔の復旧などの費用	費用の 1/2 (限度額 20 万円)

〔申請・問い合わせ〕 農林整備課農林整備係 ☎ 573-5638

上水道・下水道・集落排水使用料の還付

■罹災証明を受けた住宅に還付

対象	補助額
罹災証明が半壊以上の住宅	令和 4 年 4 月（3 月使用分）の使用料金を還付

〔申請・問い合わせ〕
（上水道）水道課総務経理係 ☎ 573-4138
（下水道・集落排水）下水道課総務管理係 ☎ 573-5059

半壊以上の被災家屋を公費解体

令 和 4 年 3 月 16 日に発生した福島県沖地震で被災した家屋などを、所有者の申請により、市が所有者に代わって解体・撤去します。

既に自身で解体・撤去した場合も、費用を償還します。（内容により全費用を償還できない場合があります。）

■撤去の対象

罹災証明書または被災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋などや、中小企業者の事業所などで、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

住宅の応急修理

災 害救助法による制度で、地震により被害を受けた住宅を、引き続き居住できるよう応急的な修理のために必要となる費用の一部を支援します。

■基準額（1世帯あたりの最高額）

半壊以上 595,000 円以内

準半壊 300,000 円以内

☎ 建築住宅課施設整備係 ☎ 573-5064

市税等の減免制度

地 震の損害などの程度により減免・納期延長の支援をしています。詳しくは担当課にお問い合わせください。

■個人市民税

合計所得と損害の程度に応じて減免されます。

☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138

■固定資産税

損害を受けた固定資産ごとに、その損害の程度に応じて減免されます。

☎ 税務課資産税係 ☎ 575-1235

■納期の延長措置

地震の被害などにより、市税などの各納期までに納入が困難になられた人は、申請により納期を延長することができます。

☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138

☎ 税務課資産税係 ☎ 575-1235

■国民健康保険税・介護保険料

被害の程度に応じて減免されます。

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

国民年金保険料の納付免除制度

地 震による被害を受けたことで、国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の納付が困難な場合、申請をして保険料の全額が免除される制度があります。

■対象

住宅、家財その他の財産が概ね2分の1以上の損害を受けられた人

☎ 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141

☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

その他の支援制度

児童生徒就学援助制度

地 震により家屋の半壊以上の被害があり、市内の小学校または中学校に在籍している児童生徒がいる場合、就学費用の一部を援助します。詳しくは学校教育課にお問い合わせください。

☎ 学校教育課庶務管理係 ☎ 573-5824

保育料の減免制度

地 震により家屋の半壊以上の被害があり、市内の保育園・認定こども園・放課後児童クラブに通園・通所している幼児・児童がいる場合、保育料の一部を減免します。詳しくはこども未来課にお問い合わせください。

☎ こども未来課幼保支援係 ☎ 573-5691

災害援護資金貸付金

災 害で負傷または住居、家財の損害を受けた人に、生活再建に必要な資金を貸し付ける制度です。詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

市営住宅の一時提供

地 震により居住している住宅が損壊し、自宅での生活が困難な人に対して、空室の市営住宅を一時的に提供します。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

☎ 建築住宅課住宅管理係 ☎ 573-5064